

厚木市スズメバチ駆除処理等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人に危害を及ぼすおそれがあるスズメバチの巣を駆除処理することにより、安全な市民生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。

(駆除処理対象)

第3条 駆除処理対象は、市内において建物、施設、樹木等（以下「建物等」という。）にスズメバチが営巣したもので、当該スズメバチにより住民等に危害が及ぶおそれがあるものとする。ただし、公共の建物等に営巣されたものは、除く。

2 前項の規定にかかわらず、駆除処理に際して建物等を損傷し、若しくは破壊するおそれがある場合（所有者等が当該建物等を損傷し、又は破壊すること及びその復旧にかかる費用の請求を行わないことに同意した場合を除く。）又は駆除処理作業に危険を伴うおそれのある場所に営巣している場合は、駆除処理の対象としない。

(駆除の申請)

第4条 スズメバチの巣の駆除処理を申請することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内において、スズメバチが営巣した建物若しくは土地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）

(2) 所有者等の特定が困難な場合において、当該スズメバチにより危害が及ぶおそれのある者

2 スズメバチの巣の駆除処理を希望する者は、市長に申し出するものとする。

(受付及び指示)

第5条 市長は、前4条の規定による申し出を受けたときは、速やかにスズメバチ駆除処理等受付表（第1号様式）に記入し、スズメバチの巣の駆除を委託した業者（以下「駆除業者」という。）に対しスズメバチ駆除処理等指示書（第2号様式）により指示するものとする。

(費用)

第6条 駆除処理費用は、市が負担する。ただし、駆除処理以外の費用は、申請者が負担する。

(報告)

第7条 駆除業者は、スズメバチ駆除処理等報告書(第3号様式)に必要な書類を添付し、
駆除処理等の結果を市長に報告しなければならない。

(確認)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正
と認めるときは、駆除業者に請求書を提出させ、その支払い事務を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第2号様式（第5条関係）

指示書NO. _____

スズメバチ駆除処理等指示書

年 月 日

（受託者名） 殿

厚木市環境部生活環境課

次のとおり、スズメバチの営巣に係る駆除処理等の申請がありましたので、下記指定場所の調査・駆除処理を指示します。

営巣場所	厚木市 巣の数 箇所（別添の地図を確認ください。）	
申請者氏名		
申請者電話番号		
その他	建物の種類	戸建 集合住宅 その他（ ）
	申請者と所有者	同じ 違う（ ）
	営巣場所	敷地内（ ）
		近隣（ ）
スズメバチ以外の費用	支払う（ ）	
備考		

生活環境課 美化衛生係

担当者 _____

電 話 046 - 225 - 2750

FAX 046 - 223 - 1668

駆除処理写真

(調査時又は駆除処理前)

(駆除処理後)

スズメバチ駆除処理等報告書に添付すること。

第3号様式（第6条関係）

スズメバチ駆除処理等報告書

年 月 日

厚木市長 殿

（受託者名）

年 月 日付け指示書 により指示されたスズメバチの駆除
処理等について、次とおり駆除処理等が終了いたしましたので報告します。

調査年月日 _____ 年 月 日

_____ 年 月 日

駆除年月日 _____ 年 月 日

_____ 年 月 日

営巣場所 _____ 計 _____ 箇所

添付書類 駆除処理写真

使用薬剤名及び使用量 _____ ml

調査のみの場合の八手の種類 _____

決裁 E	課長	係長	係員
---------	----	----	----

本件、スズメバチの駆除処理等が適正に終了したことを確認しました。